

別記1

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
商工会指導事業及び経営改善普及事業に関する補助	(1) 補助対象職員の設置費	補助対象職員の設置費	俸給及び扶養手当	補助対象職員の俸給及び扶養手当（経営指導員研修生の扶養手当を除く。）
			地域手当	補助対象職員の地域手当
			通勤手当	補助対象職員の通勤手当
			期末手当	補助対象職員の期末手当
			寒冷地手当	補助対象職員の寒冷地手当
			住居手当	補助対象職員の住居手当
			超過勤務手当	補助対象職員の超過勤務手当
			福利厚生費	補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分
	(2) 指導事業費	旅費及び事務費	指導旅費	商工会指導事業又は経営改善普及事業の実施に要する補助対象職員の旅費
			研修旅費等	商工会連合会若しくは全国商工会連合会の行う研修会への出席に要する補助対象職員の旅費（経済産業局が主催する経営指導員等連絡会議への出席旅費、中小企業庁長官又は経済産業局長若しくは道知事の指示又は承認を受けた研修会、研究会等への出席旅費を含む。）
広域指導センター所長会議出席旅費			全国連合会が主催する広域指導センター所長会議への出席に要する広域指導センター所長（代理出席する専門経営指導員を含む。）の旅費	

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
			指導事務費、調査研究費	商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する会議費、備品費、雑役務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料集計費、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費、研修会受講料
			講習会等開催費	経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料（移動講習会の場合の車両を含む。）、資料費、消耗品費、会議費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
			金融指導費	金融指導事業に要する旅費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務、参考資料の購入費及び旅費
		福利環境整備費	補助対象職員に係る福利環境整備事業費の事業主負担分	
	(3) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費		商工会連合会の発行する道連ニュースの印刷製本費等及びホームページの作成費
	(4) 資質向上対策事業費	機構研修等参加費		機構等の行う研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料

補助 区分	補助事業の 区 分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
		商工会役職員等 研修会開催費		商工会役員研修会、商工会等職員基本能力研修会、商工会等職員業務分担別研修会（管理職養成研修会、経営革新支援研修会、情報化推進要員研修会）、商工会専門スタッフ研修会の開催に要する謝金、旅費 借損料（移動研修会の場合の車両借上料を含む。）、資料費、消耗品費、委託費及び通信運搬費
		コンピュータ要員（プログラマー）養成研修事業出席旅費		全国連合会が実施するコンピュータ要員（プログラマー）養成研修会への出席に要する商工会連合会職員の旅費
		資質向上対策推進費		商工会連合会が実施する資質向上対策推進事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、商工会等職員統一採用試験実施費、経営指導員任用候補者試験実施費、原稿料及び消耗品費
		人事交流赴任旅費		商工会連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する赴任旅費
		人事交流単身赴任手当		商工会連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する単身赴任手当
	(5) 経営・技術強化支援事業費	経営・技術強化支援事業費		商工会連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する費用であって、謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費
	(6) 商工会情報ネットワーク化等推進事業費	電子計算機賃借料		ネットde記帳を利用した記帳機械化事業及び商工会情報ネットワーク化事業の推進に係る電子計算機（オンライン関係機器を含む。）を設置するために必要な賃借料及び保守料

補助 区分	補助事業の 区 分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
	(7) 若手後継者育成等 地域活性化 事業費	若手後継者育成 等地域活性化事 業費	若手後継者等育 成事業費	商工会連合会が行う商工会に設 置されている青年部、女性部の 活動推進のための講習会、研修 会、ブロック別交流会等及び地 域振興事業等の活動推進に要す る謝金、旅費（研修会等に参加 するための受講者交通費及び全 国商工会連合会が行う青年部又 は女性部指導者の研修会に参加 するための受講者交通費及び全 国商工会連合会が行う青年部又 は女性部指導者の研修会に参加 するための受講者旅費等を含む。 ）、借損料（移動の講習会の場 合及び研修会等に参加するため の車両借上料を含む。）、雑役務 費、会議費、資料費、印刷製本 費、備品費、消耗品費、通信運 搬費、調査等委託費
			広域振興等地域 活性化事業費	商工会連合会が行う広域振興等 地域活性化事業に要する経費で あって、謝金、旅費、会議費、 借損料、資料費、原稿料、印刷 製本費、報告書作成費、パンフ レット制作費、広報費、消耗品 費、備品費、通信運搬費、雑役 務費、警備委託費、会場設営費 イベント費及び試供品等作成費 等
	(8) 商工会 広域連携・ 合併支援事 業費	商工会広域連携 ・合併支援事業 費		商工会連合会が行う商工会広域 連携・合併支援事業に要する経 費であって、謝金、旅費、会議 費、雑役務費、借損料、印刷製 本費、資料費、通信運搬費、報 告書作成費、広報費、消耗品費、 原稿料、備品費、調査等委託費

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
	(9) 経営安定特別相談事業費	経営安定特別相談事業費	特別相談事業費	商工会連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する費用であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、会議費、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限る。）、燃料費、借損料、パーソナルコンピュータ賃借料、保守料及び委託費
			講習会等出席及び緊急対策等事業費	商工会連合会が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する費用であって、謝金、旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国商工会連合会及び日本商工会議所が実施する講習会、事例研究会、商工調停士会への出席に要する旅費
一般振興事業	(10)職員人件費	職員人件費		商工会連合会が一般振興事業を推進するために要する職員人件費

別記 2

小規模事業指導推進費補助金 補助対象経費、補助金算定基準表

補助事業 の区分	経費区分	経費区分 の明細	補 助 対 象 経 費																																							
(1) 補助 対象職員 の設置費	補助対象 職員の設 置費	俸給及び 扶養手当	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の俸給及び扶養手当で、次の(1)、(2)により算出される経費の合計</p> <p>(1) 俸給 「補助対象職員の俸給月額」×設置月数</p> <p>(2) 扶養手当 「次の①から③の合計額」×対象月数</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 次のアからエまでに該当する扶養親族について、1人につき 6,500円（配偶者がいない場合はそのうち1人11,000円）</p> <p>ア 満22歳未満の子及び孫（満22歳の年度末まで）</p> <p>イ 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>ウ 満22歳未満の弟妹（満22歳の年度末まで）</p> <p>エ 重度心身障害者</p> <p>③ 満16歳の年度始から満22歳の年度末までの子1人 につき 5,000円加算</p> <p style="text-align: right;">※ 認定基準日：各月の1日</p>																																							
		調整手当	<p>経営指導員、補助員の調整手当（ただし、札幌地区に限る。）で、次により算出される経費の合計 俸給月額×3/100×設置月数</p>																																							
		通勤手当	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の通勤手当で、次の①から③により算出される経費の合計</p> <p>① 交通機関等を利用 次のア又はイの運賃相当額×対象月数</p> <p>ア 「定期券使用が経済的な場合その最長通用期間（6カ月を限度）」÷当該定期券通用月数（円未満切上げ）</p> <p>イ 回数乗車券等使用が経済的な場合には1カ月に係る運賃等相当額 ただし、1カ月の運賃相当額の上限は55,000円</p> <p>② 自動車等の使用 「次のアからスの金額」×対象月数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">ア</td> <td style="width: 75%;">2km以上5km未満</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>5km以上10km未満</td> <td style="text-align: right;">4,200円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>10km以上15km未満</td> <td style="text-align: right;">7,100円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>15km以上20km未満</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>20km以上25km未満</td> <td style="text-align: right;">12,900円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>25km以上30km未満</td> <td style="text-align: right;">15,800円</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>30km以上35km未満</td> <td style="text-align: right;">18,700円</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>35km以上40km未満</td> <td style="text-align: right;">21,600円</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>40km以上45km未満</td> <td style="text-align: right;">24,400円</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>45km以上50km未満</td> <td style="text-align: right;">26,200円</td> </tr> <tr> <td>シ</td> <td>50km以上55km未満</td> <td style="text-align: right;">28,000円</td> </tr> <tr> <td>シ</td> <td>55km以上60km未満</td> <td style="text-align: right;">29,800円</td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td>60km以上</td> <td style="text-align: right;">31,600円</td> </tr> </table>	ア	2km以上5km未満	2,000円	イ	5km以上10km未満	4,200円	ウ	10km以上15km未満	7,100円	エ	15km以上20km未満	10,000円	オ	20km以上25km未満	12,900円	カ	25km以上30km未満	15,800円	キ	30km以上35km未満	18,700円	ク	35km以上40km未満	21,600円	ケ	40km以上45km未満	24,400円	コ	45km以上50km未満	26,200円	シ	50km以上55km未満	28,000円	シ	55km以上60km未満	29,800円	ス	60km以上	31,600円
ア	2km以上5km未満	2,000円																																								
イ	5km以上10km未満	4,200円																																								
ウ	10km以上15km未満	7,100円																																								
エ	15km以上20km未満	10,000円																																								
オ	20km以上25km未満	12,900円																																								
カ	25km以上30km未満	15,800円																																								
キ	30km以上35km未満	18,700円																																								
ク	35km以上40km未満	21,600円																																								
ケ	40km以上45km未満	24,400円																																								
コ	45km以上50km未満	26,200円																																								
シ	50km以上55km未満	28,000円																																								
シ	55km以上60km未満	29,800円																																								
ス	60km以上	31,600円																																								

③ 上記①及び②を併用

①及び②により算出される合計額

ただし、1カ月の支給総額の上限は55,000円

※ 認定基準日：各月の1日

特勤手当 経営指導員、補助員又は記帳専任職員の特勤手当（ただし、離島地区の商工会の支給規定等において特勤手当の支給対象となる職員に限る。）で、次により算出される経費の合計
 俸給月額×8/100×設置月数

期末手当（一般分） 経営指導員、補助員又は記帳専任職員の期末手当で、次により算出される経費の合計。
 （俸給+扶養手当+調整手当）×支給月数

※ 調整手当は対象地区のみ

[支給月数]

ア 年度当初において60歳未満の者

	6月支給	12月支給	計
(前年度)～12月2日	1.95	2.10	4.05
12月3日～1月2日	1.66875	2.10	3.76875
1月3日～3月2日	1.315	2.10	3.415
3月3日～6月1日	0.65750	2.10	2.75750
6月2日	—	2.10	2.10
6月3日～7月2日	—	1.78875	1.78875
7月3日～9月2日	—	1.405	1.405
9月3日～12月1日	—	0.70250	0.70250
12月2日～	—	—	0

ただし、人事評価を実施しており、その結果を期末手当に反映している商工会においては、表中の1.9を1.995に、2.05を2.145に読み替えることが出来るものとする。

イ 年度当初において60歳以上の者

	6月支給	12月支給	計
(前年度)～12月2日	1.00	1.15	2.15
12月3日～1月2日	0.85250	1.15	2.0025
1月3日～3月2日	0.67	1.15	1.820
3月3日～6月1日	0.335	1.15	1.485
6月2日	—	1.15	1.15
6月3日～7月2日	—	0.9725	0.9725
7月3日～9月2日	—	0.76	0.76
9月3日～12月1日	—	0.38	0.38
12月2日～	—	—	0

期末手当（職務加算額） 経営指導員の期末手当で、次により算出される経費の合計（ただし、経営指導員で期末手当に一定の割合を加算する旨の規定を有する商工会等に限る。）
 （俸給+調整手当）×0.05×支給月数

※ 調整手当は対象地区のみ

寒冷地手当 経営指導員、補助員又は記帳専任職員の寒冷地手当で、各商工会等で、基準日に在籍している者に対して各商工会等で支給する経費の合計

※ 基準日：毎年11月から翌年3月までの各月の初日

住居手当 経営指導員、補助員又は記帳専任職員の住居手当で、次の①及び②により算出される経費の合計

① 支払家賃が月額2万3000円以下の場合

			<p>「家賃」－12,000円（100円未満切捨て）</p> <p>② 支払家賃が月額2万3000円を超えている場合</p> <p>11,000円＋（家賃－23,000円）×1/2（100円未満切捨て）</p> <p style="text-align: right;">※ 認定基準日：各月の1日</p>
	超過勤務手当		経営指導員、補助員又は記帳専任職員の超過勤務手当で、各商工会等で支給する経費の合計
	福利厚生費		経営指導員、補助員又は記帳専任職員に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分で、各商工会等で負担する経費の合計
(2) 指導事業費	旅費		<p>次の(1)から(6)に要する旅費</p> <p>(1) 経営改善普及事業の実施に要する補助対象職員等の指導旅費及び研修旅費</p> <p>(2) 連合会が行う役職員・事務局長・補助員・記帳専任職員等の研修旅費</p> <p>(3) 会議所連合会が行う補助員等の研修旅費</p> <p>(4) 金融指導事業に要する旅費（委員等旅費を含む。）</p> <p>(5) 経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会等に要する旅費</p> <p>(6) 商工会等の広域連携に伴う事業等の実施（準備に相当するものを含む。）に要する旅費</p>
	事務費		<p>次の(1)から(3)に要する経費</p> <p>(1) 経営改善普及事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 金融指導事業に要する経費</p> <p>(3) 経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び記帳継続指導（記帳機械化等）に要する経費</p> <p>会議費、備品費、雑役務費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費、研修会受講料、資料費、借損料（移動講習会の場合の車両を含む。）</p>
	福利環境整備費		補助対象職員にかかわる福利環境整備事業費の事業主支払分
	記帳指導員等謝金		記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当
(3) 資質向上対策事業費	研修事業費	大学校等 研修参加費	道の指定する独立行政法人中小企業基盤整備機構研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
		専門的研修参加費	経営改善普及事業に資する内容であると認められる専門的研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
		商工会議所応用研修会等開催費	会議所連合会が、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う研修及び道が経営指導員等の資質の向上が図れらるると認めるその他の研修機関が行う研修へ補助対象職員を派遣する商工会議所に対し、旅費・受講料の一部を助成する経費
(4) 経営	経営・技		商工会等及び会議所連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する経費であって、謝金、旅費、原稿

指導推進費	術強化支援事業費		料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費
(5) 大都市対策特別普及振興事業費	商工会議所支部等活動推進費	専門相談指導費	札幌商工会議所が経営改善普及事業の一環として実施する専門指導に要する講師謝金、講師旅費及び借損料
		支部借館料	商工会議所がその支部又は支所を設置するのに必要な借館料
	特別普及振興事業費		商工会議所が大都市における経営改善普及事業の一環の啓発普及を図るために行う特別普及事業に要する経費であって、ラジオ及びテレビCM製作費、放送費及び新聞雑誌等への広告費並びに謝金、ステッカー作成費、借損料、会議費、資料費、印刷製本費、雑務費、消耗品費及び通信運搬費
(6) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費		経営改善普及事業の一環として実施する小規模業者に対する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する印刷製本費等、新聞折込料、掲示料金等及びホームページ作成費（施策情報の掲載、更新に係る経費に限る。）
(7) 商工会等指導環境推進費	商工会等指導環境推進費		経営改善普及事業の推進のため指導環境整備に必要な人件費（事務局長及び商工会同士の合併に伴う事務局次長又は支所長の設置に係るものに限る。）
(8) 若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費		会議所連合会が行う商工会議所に設置されている青年部、女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費（研修会等に参加するための受講者交通費及び日本商工会議所が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。）、借損料（移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上費を含む。）、雑務費、会場費、資料費、印刷製本費、備品費、消耗品費、通信運搬費、調査等委託費
(9) 商工会等振興調査事業費	商工会等振興調査事業費		商工会等が行う商工会等振興調査事業費に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託費、消耗品費、備品費
(10) むらおこし事業等地域活性化事業費	むらおこし事業等地域活性化事業費	むらおこし事業費	商工会等が行うむらおこし事業等地域活性化事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、資料費、印刷製本費、パンフレット作成費、広報費、借損料、雑務費、備品費、消耗品費、通信運搬費、試供品等製作費、会場設営費、報告書作成書、原稿料、委託費
		広域販路拡大事業費	会議所連合会が行うむらおこし事業等地域活性化事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、資料費、印刷製本費、パンフレット作成費、広報費、借損料、雑務費、備品費、消耗品費、通信運搬費、試供品等製作費、会場設営費、報告書作成書、原稿料、委託費（会議所連合会が取りまとめ役となり、複数の商工会議所地区の特産品等を広く普及する事業に限る。）
(11) 広域連携等対策事業費	広域連携等対策事業費		商工会等が行う広域連携等対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託費、消耗品費、備品費、会館改装費、備品等運搬費、ネットワーク構築費、増改築費及び合併案内費
(12) 経営安定特別相談事業費	経営安定特別相談事業費	特別相談事業費	商工会議所が実施する倒産防止相談事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、パーソナルコンピューター賃借料、会議費、雑務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限る。）燃料費、保守料及び委託費
		講習会等	商工会議所が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入

		出席及び 緊急対策 等事業費	費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国商工会連合会又は日本商工会議所が実施する講習会、事例研究会、商工調停士への出席に要する経費
--	--	----------------------	--